

別記様式(第 11 条関係)

会 議 録

- 1 会議の名称 富士川町国民健康保険運営協議会
- 2 会議日時 令和 5 年 2 月 13 日 (月) 午後 7 時 30 分から
午後 8 時 30 分まで
- 3 開催場所 役場本庁舎 2 階 202 会議室
- 4 出席者数
 - (1) 委員 12 名
 - (2) 執行機関 4 名
 - (3) その他 0 名
- 5 議題
 - (1) 新型コロナウイルス感染症について
 - (2) 出産育児一時金の支給基準額について
 - (3) 国民健康保険税について
 - (4) 令和 5 年度国民健康保険特別会計予算案について
 - (5) その他
- 6 会議資料の名称
 - 資料 1 新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について
 - 資料 2 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税の減免について
 - 資料 3 出産育児一時金の支給基準額について
 - 資料 4 国民健康保険税について
 - 資料 5-1 令和 5 年度 国民健康保険特別会計当初予算 (案)
 - 資料 5-2 令和 5 年度 国民健康保険特別会計 (予算参考資料)
 - 資料 6 国民健康保険 高額療養費支給申請の簡素化について
 - 資料 7 マイナンバーカードの健康保険証利用について
 - 資料 8 やまなしデータ de ヘルス事業について

7 発言の内容

(委員および担当職員の紹介)

委員、事務局 委員および事務局員が自己紹介を行う。

次第1 開会

事務局 協議会規則第8条により委員の2分の1以上の出席により富士川町
(課長) 国民健康保険運営協議会を開催する。

次第2 会長あいさつ

会長 あいさつがなされる。

次第3 議事録署名委員の指名

事務局 協議会規則第11条により、議長が会議録署名委員2名を指名する
(課長) ことになっているが、規則第6条で会長が議長を務めることになっ
ているので、会長に指名をお願いします。

会長 (2名を指名)

次第4 議事

事務局 協議会規則第6条により会長が議長を務める。
(課長)

議長 1) 新型コロナウイルス感染症について
事務局に説明を求める。

事務局 資料1「新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金について」、
資料2「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場
合の国民健康保険税の減免について」を使い説明を行う。

(主な説明)

資料1 (傷病手当金)

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等の傷病手当金に
ついては、国による財政支援の対象となることから、本町でも令和
2年4月から実施している。

適用期間は、令和2年1月1日から延長されて令和5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間となっている。富士川町の状況は表記のとおりであり、令和2年度が1件、令和3年度が3件、令和4年度が本日現在で3件となっている。

資料2（保険税の減免）

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の国民健康保険税減免については、前回同様のものである。

実績数は平成31年度、令和2年度については29件、減免額は5,369,400円となっている。令和3年度は5件、令和4年度は本日現在で0件となっている。理由として、前年度の30%以上減少することが要件であり、コロナが数年続いているため要件を満たす方がいなくなってきたため、令和4年度は0件となっている状況である。

（以上、主な説明とする）

議長 傷病手当金および保険税減免については、開始の際に協議しているため分かっているのではないかと。
各委員に意見、質問を求める。

委員 コロナ感染者数に対して傷病手当金の件数が少ないように見えるが、手当金について広く周知されているのか。

事務局 町広報やホームページにてお知らせは行っている。
山梨県でも新型コロナウイルス対策休業助成金の制度がある。国保の傷病手当金は、濃厚接触期間は対象外であり、計算方法が複雑である。休んでから3日間は対象外である。県の制度は簡単になっており、濃厚接触期間も対象であり、1日4,000円と計算がしやすくなっている。また、個人事業主も対象になる。どちらが得か問い合わせがあるが、計算して良い方を選んでもらう方法となっている。

県の制度は2月28日までとなっており、以降はどのようになるか注視していく。

議長 他に質問等ないか。
意見等がないので承認とする。

議長 **2) 出産育児一時金の支給基準額について**
事務局に説明を求める。

事務局 資料3「出産育児一時金の支給基準額について」を使い説明を行う。
(主な説明)

国民健康保険に加入している人が出産時に受けられる出産育児一時金について、支給額が増額される。

2月1日には健康保険法施行令の一部改正が行われ、これに伴い出産育児一時金の支給額を引き上げることになった。

改正内容は、出産育児一時金の支給額を、40万8千円から48万8千円に引き上げる。

これにより、産科医療補償制度の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の支給額は、改正前は40万8千円の一時金に加算額1万2千円を足した42万円だったものが、改正後は48万8千円の一時金に加算額を足した50万円となる。

適用開始は令和5年3月の定例会で条例改正を予定しており、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金に適用と考えている。

(以上、主な説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 出生数が減っていることは気になる部分である。
意見等がないので承認とする。

議長 **3) 国民健康保険税について**
事務局に説明を求める。

事務局 資料4「国民健康保険税について」を使い説明を行う。

(主な説明)

改正の内容について、厚生労働省のイメージを載せている。課税限度額の見直しが一つの柱であり、もう一つの柱として経済状況等を踏まえ、軽減判定所得の見直しを行う。適用開始は令和5年度から適用とし、施行期日は専決または6月定例会を予定しており、令和5年度の課税に間に合うようにする。適用年月日は令和5年4月1日から施行になる。

国民健康保険税の課税限度額について

後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を現在の20万円から22万円に引き上げることとなる。下の表は3種類の課税額をまとめたもので、後期高齢者支援金分が22万円となる。所得が高額な方は税額も高額になるが、課税限度額を超えた金額の場合は、上限である課税限度額となるものである。

軽減措置についても改正の対象となっている。改正の内容は国民健康保険税の均等割額及び平等割額を軽減する所得判定において、5割軽減の基準については、被保険者数に乘ずる金額を28万5千円から29万円に、2割軽減の基準については、被保険者数に乘ずる金額を52万円から53万5千円に引き上げることとする。

(以上、主な説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 意見等がないので承認とする。

議長 **4) 令和5年度国民健康保険特別会計予算案について**
事務局に説明を求める。

事務局 資料5-1「令和5年度 国民健康保険特別会計当初予算(案)」
資料5-2「令和5年度 国民健康保険特別会計(予算参考資料)」
を使い説明を行う。

(主な説明)

歳入について、1. 保険税は計が▲36,395,000円となっている。原因として被保険者数の減少が一番の原因である。歳入の5. 県支出金について、金額は昨年と比較すると、普通保険給付費等交付金については約2,200万円の減を見込んでいる。被保険者自体が減ってきていることが原因かと思われる。特別保険給付費等交付金については1,167万8千円の増であり、高齢化が進んだ部分等、算定の基礎となる数字を基に出した予定額である。

7. 繰入金について、一般会計から国保会計に繰入れを行い、国保の歳出を支えているものである。変わった部分は、一般会計繰入金の出産育児一時金である。先ほど出産育児一時金の額が増額になると説明したが、1件42万円から50万に変更になったことにより、その3分の2を一般会計から繰り入れて支える流れになっている。歳入については以上であり、令和5年度は総額で1,625,956,000円であり、令和4年度に比べ32,882,000円の減となる。

歳出について、出産育児一時金が50万円に引き上がったため、50万円×12件で見込んでいる。また、審査手数料等も合わせ、6,003,000円を計上している。2. 保険給付費について、1,139,002,000円となるが、歳出全体の70%を保険給付費で占めており、大きい項目となる。一番変動があったものは2. 保険給付費の部分が大きく変わっており、全部で2,000万円ほど減となっている。

(以上、主な説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

各委員 意見等なし。

議長 6. 財政調整基金積立金が約1,900万円、昨年までは3,100万円であったが積立金基金として毎年出している。合計額を事務局に説明を求める。

事務局 決算を基に説明します。令和3年度の決算において、令和3年度末の現在高として219,808,000円となっている。

被保険者数1人あたりを県で統計を取っており、1人あたりに換算すると71,066円であり、県内27市町村中13位となる。

議長 基金として積み立ててある額が2億1,900万円。数年前に赤字になったことがあり、平成28年ごろから積立をしている状況である。他、意見等がないので承認とする。

議長 5) その他について
事務局に説明を求める。

事務局 資料6「国民健康保険 高額療養費支給申請の簡素化について」を使い説明を行った。

(主な説明)

令和5年1月6日からすでに受付を開始している。高額療養費の手続きを簡単にするものである。全国的には広く行われているが、山梨県はシステムの関係で遅くなっており、県内の中では富士川町は早く簡素化を行っている。

(以上、主な説明とする)

事務局 資料7「マイナンバーカードの健康保険証利用について」を使い説明を行う。

(主な説明)

厚生労働省が作った資料を添付している。

これからはデータに基づく診療、薬の処方が受けられるようになる。今までにないサービスが受けられるようになる説明が載っている。

マイナンバーカードの推進を町では行っており、国保担当がある町民生活課を中心にマイナンバーカードの交付率を向上させるべく頑張っている。

(以上、主な説明とする)

事務局 資料8「やまなしデータ de ヘルス事業のご案内」を使い説明を行う。

(主な説明)

運営協議会でも話をしていたデータ de ヘルス事業だが、令和 5 年 3 月 31 日をもってサービス終了となる。4 月 1 日以降は kencom にもログインができなくなる。

(以上、主な説明とする)

議長 各委員に意見、質問を求める。

委員 富士川町のマイナンバーカードの取得率はいかがか。
医療機関は保険証利用を始めたが、始めた割に利用者が少ない。利用者が増えればスタッフも慣れるが、現在では慣れていない。今後利用が増えるのか知りたい。

事務局 マイナンバーカード交付率は全国的には 1 月 31 日で 60.1%、富士川町は 63.9%である。県は 58.6%。
令和 4 年 12 月末時点で、富士川町の国民健康保険の被保険者数は 3,006 人であり、マイナンバーカードと紐付けしている人数が 1,209 人。割合にして 40.2%ほどが紐付けしている。

委員 マイナンバーカードを利用するのは週 1 人くらいしかない。

議長 なかなか浸透していない現状。行政が取り組んでいるので、時間が経って皆さんが持ってもらえれば良いかと。

議長 「その他」について他にあるか。

無いため、すべての議事を承認とし議事を終了する。

以上、議事を終了したので、議長の職を解く。

次第 5 その他

事務局 次第 5 その他。事務局からは特にありません。皆様から何かございますか。
(課長)

(発言を求める者無し)
特にごさいませんので、次に進みます。

次第6 閉会

副会長 あいさつがなされる。